

第447回（定例）福崎町議会会議録

平成24年12月10日（月）  
午前9時30分 開 会

1. 平成24年12月10日、第447回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	北山孝彦	9番	宮内富夫
2番	牛尾雅一	10番	釜坂道弘
3番	石野光市	11番	東森修一
4番	小林博	12番	富田昭市
5番	志水正幸	13番	城谷英之
6番	福永繁一	14番	吉識定和
7番	前川裕量	15番	高井國年
8番	難波靖通	16番	松岡秀人

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 吉識功二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税 務 課 長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	住民生活課長補佐	成田邦造
まちづくり課長	豊國明仁	産 業 課 長	近藤博之
下水道課長	井上茂樹	水 道 課 長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告  
第 2 質疑  
第 3 討論・採決  
第 4 特別委員会の設置  
第 5 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 閉会中の所管事務調査報告  
日程第 2 質疑  
日程第 3 討論・採決  
日程第 4 特別委員会の設置  
日程第 5 委員会付託

## 1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員数は16名でございます。  
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。  
それでは、これより本日の日程に入ります。

### 日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。  
各委員会からそれぞれ報告を受けてまいります。  
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いいたします。

東森総務文教 皆さん、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会より、閉会中の委員会で各課の報告事項について調査いたしました。

去る10月29日に、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと委員会を開催。調査をいたしました。

総務課からは、職員採用試験（第1次）の受験結果について、第2次試験は平成24年11月7日に行うとのことでした。

監査委員報酬等調べについて、平成24年度福崎町区長会要望に対する回答について、資料により報告を受けました。

企画財政課からは、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起後の状況について。

平成25年度機構改革について、水道課及び下水道課の統合、また商工・観光・自律のまちづくりを一体とする課もしくは係の設置を検討しているとの報告を受けました。

建設工事にかかる不正行為に関する調査委員会における調査内容について、行政改革実施計画の進捗状況について、資料により報告を受けました。

出納室からは、平成24年度歳入歳出計算書（平成24年9月30日現在）について、資料により報告を受けました。

税務課からは、平成24年度町税等の徴収実績（平成24年9月28日現在）について、平成24年度住宅資金貸付事業の収入状況（平成24年9月30日）について。資料により報告を受けました。

近畿医療福祉大学の寄宿舍等に対する固定資産税の取り扱いについて、事業主への個人住民税の特別徴収への推進について、報告を受けました。

学校教育課からは、平成24年9月13日に発生した、給食センター配送車サルビア2号の事故について。平成25年度幼稚園入園申し込みについて。学校給食費及び保育料の収入状況（平成24年9月30日現在）について。学校給食における異物混入の状況について。資料により報告を受けました。

社会教育課からは、ウインタースクールについて。第39回福崎秋まつりについて。日本民俗学会研究奨励賞について。柳田國男・松岡家記念館、歴史民俗資料館の特別展について。第5回吉識雅夫科学賞について。資料により報告を受けました。

2回目の委員会は、11月21日に副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと委員会を開催、調査をいたしました。

総務課からは、職員採用試験結果について。八千種土地改良区総代選挙につい

て。第46回衆議院議員総選挙について。嘱託職員、臨時職員募集について説明を受けるとともに、12月広報、回覧等で周知するとの報告を受けました。

企画財政課からは、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起後の状況について、説明を受けました。

平成25年度予算編成方針について、一人一台パソコン入れかえに係る入札結果について、平成24年工業統計調査について、報告を受けました。

出納室からは、平成24年度歳入歳出計算書（平成24年10月31日現在）について。集中管理2トンダンプの入札結果について。資料により報告を受けました。

税務課からは、農業所得申告個別相談会の日程について、国民健康保険税納税相談実施状況について、報告を受けました。

滞納整理対策委員会について、各課との合同での徴収を実施、計画し、11月20日に実施し、21日も実施予定との報告を受けました。

学校教育課からは（仮称）八千種幼稚園の実施設計の計画概要及び配置計画図について。平成25年度保育所及び幼稚園の入所・入園申込み状況について。給食センター配送車の入札結果について。給食費の債権放棄について。資料により報告を受けました。

平成23年度福崎町教育委員会事務事業点検・評価報告書について、別冊により報告を受けました。

社会教育課からは、平成25年福崎町成人式について。福崎町文化センター空調及び受電設備更新工事並びに柳田國男・松岡家記念館周辺整備工事の入札結果について。人権フェスティバルの概要について。資料により報告を受けました。

平成24年度ひょうご県民ボランティア活動賞を図書館応援隊代表の清瀬膺暉氏が、また、平成24年度ともしびの賞を、永年にわたり地域文化の向上に尽くされた松岡勝美氏が受賞されたとの報告を受けました。

質問の多くは数字の確認が主なものでありました。2トンダンプが盗まれましたが、保険金は90万円もあったこと、また、給食配送車の事故による保険金は100万円だったとのことでした。近畿医療福祉大学の寄宿舍等に対する固定資産税の取り扱いについて、学生寮、学生食堂、ショッピングセンター、守衛室、駐車場は平成20年度から23年度まで非課税。教職員の住宅や駐車場は課税対象になるそうです。

以上で、報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会から報告をお願いします。

難波民生 民生常任委員会より、事務調査報告を行います。

常任委員長 委員会は10月30日、11月26日、町長、副町長、関係各課長・課長補佐の出席のもと、2回開催をいたしました。

10月30日の調査報告をいたします。

住民生活課から、企業進出、公害防止協定、工場立地変更届の協議事項がございました。

株式会社安田運輸は、現在の事業所の隣地を購入し、事業を拡張する申請がありました。

大地化成株式会社本社工場新築工事は、本格的な工場建設に当たり精査した結果により、工場立地変更届が提出をされました。

石塚硝子株式会社福崎工場は、老朽化したオフセット印刷機更新の申請がありました。

ウシオライティング株式会社福崎事業所は、老朽化した表面処理設備の更新と、

中和処理施設流入量安定化のため流量調整槽設置工事の申請がありました。防液堤の高さについて質疑があり、「50センチ以上を確保する」との答弁がございました。

協議事項は全員賛成で了承することといたしました。

次に、報告事項を申し上げます。

住民生活課から、七種川の被害実態調査の報告を受けました。田口奥池放流口より七種川の市川合流地点までの、橋梁と堰を中心に14カ所の川底の現況を確認し、撮影し、報告書・図面等を作成した。不法投棄禁止の看板を8基設置したとの報告を受けました。資料は議会事務局に備えておりますので、ごらんいただければと思います。

健康福祉課からの報告をいたします。

新コミュニティバス・サルビア号はミニデイで説明会を行い、11月に区長文書を配布し周知を図る。住民からの多くの意見は、電話や停留所に関するものが多いとの報告を受けました。

巡回バスの上期（4月から9月）利用状況は、利用者数が5,830人、前年度比299人のマイナス。1日平均は31.86人と報告を受けました。

文珠荘の利用状況の報告を受けました。利用料金総額535万4,900円。前年度比マイナスの16万4,400円。利用人員1万9,325人、前年度比365人のマイナス。

文珠荘指定管理者、株式会社輝の上期の損益計算書の報告を受けました。

売上総利益は1,833万2,321円、前年度比22万1,337円の増。販売費及び一般管理費2,177万3,180円。営業利益マイナスの344万859円。営業外収益347万5,603円。営業外費用1万362円。経常利益として2万4,382円とのこと。

食育推進事業では、「平成24年度 チャレンジしよう！朝ごはんコンテスト」を実施。出品作品数は小学5年が87点、小学6年が154点、中学1年が173点、中学2年生は182点、中学3年生は177点。それぞれ7点を優秀作品として11月4日に表彰を行う。

食育講座を11月、12月、1月、2月、3月に開催する。

平成24年度健康診査等の受診状況について、報告を受けました。未受診者への電話、訪問で受診勧奨を進める。チラシの各戸配布で再募集を行う。

特定健康診断について、報告を受けました。福崎町の特定健診の受診率は40%に達しておらず、アトラス情報サービス株式会社に委託し、電話等で受診を推進する。

水道課からの報告をいたします。

平成24年度の工事執行状況について報告を受けました。井ノ口水管橋橋脚耐震補強工事を進めている。

平成24年度の業務執行状況について、報告を受けました。10月19日の入札について、報告を受けました。山崎配水池施設整備事業・進入路工事（第二期）は、有限会社豊富建設が3,290万7,000円で落札。送配水管の布設工事は有限会社溝内電工が735万円で、井ノ口水管橋橋脚耐震補強工事は、株式会社セイトーが1,606万5,000円で落札をした。

上水・下水道の窓口を一元化し、課の統廃合を検討している。時期についての質疑があり、「25年4月を目標にしている」と答弁がございました。

11月26日の報告をいたします。

住民生活課からは、協議事項が3件ございました。

福崎町東部工業団地に、団地を開発した株式会社阪神住建が、販売が成立していない5号地、6号地に自然エネルギーによる発電事業、太陽光発電施設を建設する。

発電能力、従業員の滞在、固定資産税等について質疑がございました。「発電の能力は約400戸分。従業員は滞在をしない。税金は設備の償却分――20年で約6,000万円」と答弁がございました。

大地化成株式会社本社工場新築工事で、小規模設備の工場を2次工事で予定をしていたが、品質等を考慮し、本社工場建設と同時に建設する。

グローリープロダクツ株式会社で、輸送費等のコスト削減を目的に、窒素をボンベからタンク充填方式に変更する。

以上3件は、慎重審議の結果、全員賛成で了承することといたしました。

次、報告事項を申し上げます。

くれさか環境事務組合の将来計画について、報告を受けました。

1案として、27年度に焼却・粗大ごみ処理施設を閉鎖し、最終処分場のみ平成44年まで開場する案。2案として、5年間延命をする案。3案として、10年延命する案。それぞれについて分担金、外部ごみ処理委託費、収集運搬費等の明細の報告を受けました。

中継基地、分別、サービスの低下等について質疑がございました。まだ、事務局段階の話し合いであり、本格交渉に向けて話し合いが行われますので、ご意見をお聞かせ願いたいとの町長からの話がございました。まだ十分意見が取り入れられる余地がございますので、議員の各位、ご意見がございましたら、住民生活課までお寄せをいただきたいと、このように思います。

I D E C株式会社――旧ミドリ十字であります、(仮称)福崎町メガソーラー&植物工場実験研究プロジェクト――イチゴのハウス栽培と、そしてソーラー発電の計画があると報告を受けました。

本人通知制度についての報告を受けました。住民票の写し、戸籍謄本・抄本などを本人以外に交付した場合に、本人に証明書を交付した事実を通知する制度であります。神崎郡統一の制度として今後進めたいと報告を受けました。

健康福祉課からの報告をいたします。

地域密着型サービス事業者を募集する。福崎西中学校区内で1施設、小規模多機能型居宅介護施設を公募するとのこととあります。

特定健診未受診者への勧奨について報告を受けました。電話や訪問を行い、目標45%に対して、現在は52%の受診予定になっていると報告を受けました。

水道課からの報告をいたします。

24年度工事13件の報告を受けました。10月22日契約の工事は未着手や準備の段階である。

24年度業務2件の報告を受けました。三ノ宮配水池耐震二次診断業務は11月20日に完了した。福田水源地の用地測量及び道路水路付け替え設計業務は、3社の見積もり合わせにより、有限会社平成開発設計に315万で決定をした。

福田水源地の高度浄水処理施設整備事業は24年度に整備費の予算内示があり、1年早く着手する。「面積が狭いのではないか」との質疑があり、「2階建てを検討している」と答弁がございました。

三ノ宮配水池耐震二次診断結果について報告を受けました。強固な地盤上にあり、地震対策や耐震補強工事は必要ない。屋根からの雨水の浸入には工事を行う。

耐えられる耐震の強さ、管路について質疑があり、「震度7を想定した診断で、管路は診断をしていない。緊急遮断弁は必要」との答弁がございました。

以上で、民生常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

石野産業建設常任委員長 産業建設常任委員会から、この間の所管事務調査について報告をいたします。11月1日、町長、副町長、技監、各関係課長出席のもと、第1委員会室で委員会を開きました。

調査事項として、産業課から、福崎町東部工業団地企業進出申込書に基づく協議について、10月11日付の、株式会社安田運輸から9号地に一般貨物自動車運送事業取扱品目として飲料水容器原料の保管、配送等を業務とする、倉庫及び事務所等を建設しようとする企業進出申込の報告がありました。25年7月の操業開始を目指して、25年2月から建物の建設に着手していこうとするものであります。

続いて、資料2ページになります。

10月11日付の、大地化成株式会社からの工場立地変更届に基づく協議について報告を受けました。建築面積は約431平米増加するが、延床面積は約3,026平米の減少となるなどの内容です。大型トラックの進入導線や、将来拡張を見込んだ予定地確保などについて精査し、建設予定面積等に変更が生じたというものであります。

さらに、10月9日付の石塚硝子株式会社福崎工場からの工場立地変更届に基づく協議について、3ページ左の資料で報告を受けました。オフセット印刷機を老朽化のため更新する工事を行おうとするものであります。

また、10月10日付のウシオライティング株式会社からの工場立地変更届に基づく協議について、3ページ右の内容の報告を受けました。表面処理設備が老朽化したため設備更新と、中和処理施設の流入量の安定化のため、流量調整槽を新たに設置するとのことでした。

以上の、東部工業団地企業進出1件、工場立地変更届3件について、それぞれ全員賛成で委員会として了承することとしました。

各課の報告事項として、産業課から23・24年度業務委託及び工事進捗状況について、まず4ページの資料で、9月28日実施の入札1件と、10月31日実施の入札2件の結果について報告を受けました。

5ないし7ページの資料で、昨年9月に被害のあった農地農業用施設災害復旧工事の進捗状況と工事の概要について等の報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センターの第23期決算報告について8・9ページ、及び第24期事業計画について10ページの資料で報告を受けました。23期は、前期の約1,039万円の営業利益の赤字と比較して、約481万円の赤字と、500万円以上の改善は見られるが、なお取り組み、対策が求められるものとなっています。「来客の少ない夕方、やかたの閉店時間を繰り上げることによって、経費の削減を検討している」との説明がありました。

アケボノ企画との訴訟経過と今後の予定について、11ページ左の資料で報告を受けました。

24年度農地・水管理活動支援事業の取り組みについて、11ページ右と12ページ左の資料で報告を受けました。

また、兵庫県農地・水・環境保全推進協議会など主催の「みどり豊かなふるさと大賞」において、庄地区の「庄集落ダブルグリーン保全隊」が兵庫県知事賞を受賞したとの報告を受けました。

機構改革について、商工・観光・自立のまちづくりを一体とする課もしくは係の設置を検討しているとの報告を受けました。

まちづくり課から、23・24年度工事・業務委託執行状況について、12ページ右と13ページの資料で報告を受けました。

24年度工事入札結果について、14ページの資料で報告を受けました。

七種川実態調査の結果について、15ページに報告の資料の一部を掲載しています。掲載の、まとめにあるとおり、がれきの発生源は田口奥池直下の駐車場の可能性が高いと推測されるというものでした。不法投棄禁止啓発看板の設置を行い、現場の定期パトロールを実施していくとのことです。実態調査報告書は事務局に保管しています。

県事業・西谷地区(1)急傾斜地崩壊対策工事について、工事場所は西谷地内、請負業者は有限会社豊富建設、施工期間は24年10月18日から25年3月25日であると報告を受けました。

24年9月4日に開催した都市計画審議会について、16ページ左の資料で報告がありました。都市計画道路網見直しについての具体的な検証作業の進め方についての資料報告がありました。

開発行為事前協議及び開発行為許可申請について、16ページ右の資料で報告がありました。株式会社恵比寿天が許可申請者となっていますが、量販店のラ・ムーの出店についてのもので、申請書によれば、許可後3日で工事着手し、100日間の工期で工事完了を目指すというものであります。

下水道課から、23年度繰越委託業務及び24年度工事・委託業務執行状況について、17・18ページの資料で報告を受けました。

9月末現在の下水道接続状況及び水質分析結果について、19ページの資料により報告を受けました。

20ページ左の資料で、三光運輸株式会社訴訟の経過について、24年10月4日に、原告の請求を棄却する、訴訟費用は原告の負担とする内容の判決があったと報告を受けました。

20ページ右の資料で、下水道マンホール施工不備についての対応として、対象の請負業者への調査費用の請求と、手直し工事の進め方について報告がありました。請負業者の内、手直し工事を完了した1社を除く3社の分については、町が手直しの工事を発注し、その費用を3社にそれぞれ請求するとのことであります。

21ページ左の資料のとおり、株式会社龍巳が破産申立をしたとの通知が代理人から提出されたとの報告がありました。

下水道使用料の滞納処分に係る異議申立のその後の経過について、21ページの資料で、町として議会本会議での決定のとおり、申立を棄却する決定書の送付を10月19日付で行ったとの報告を受けました。

11月3日の福崎秋まつりにおいて、下水道接続普及促進キャンペーンを行うとの報告を受けました。

機構改革について、水道課及び下水道課の統合について検討しているとの報告を受けました。

11月28日に町長、副町長、技監、各関係課長出席のもと、第1委員会室で委員会を開きました。

調査事項として、福崎町東部工業団地企業進出について、資料1ページの内容で、株式会社阪神住建からの11月13日付の企業進出申込書に基づく協議について、資料の内容で報告を受けました。7億円の事業費で年間180万キロワット時の発電量の太陽光発電施設を、5号地と6号地に設置しようとするものであります。操業開始予定は25年9月ごろとのことです。委員会として全員賛成で

了承することとしました。

工場立地変更届について、2ページの資料のとおり、大地化成株式会社からの11月13日付の工場立地変更届について、説明を受けました。医薬品の需給動向の変化に適時に対応し、高品質の原薬の安定供給を図るため、将来に予定していた小規模生産設備部分を当初計画に組み込んで設置しようとするもので、委員会として全員賛成で了承することとしました。

また、グローリープロダクツからの11月12日付の工場立地変更届について、3ページの資料の内容で説明を受けました。板金加工用の窒素をボンベからタンク充填方式に変更するとのことで、委員会として全員賛成で了承することとしました。

報告事項として、産業課から23・24年度業務委託・工事進捗状況について、4・5ページの資料で報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センター第24期事業報告について、6ページの資料で報告を受けました。委員から、「9月、10月ともレストランの来客数は前期比それぞれ102.73%、107.76%と増加しているが、9月の売上は前期比で93.05%となったことについての検証はどうか」との質疑があり、担当課から「分析したい」との答弁がありました。

株式会社もちむぎ食品センターからの支援要請について、7ページの資料で報告がありました。具体的には、25年1月末、26年1月末、27年1月末支払い予定のそれぞれ600万円について、3年間償還期限を延期し、以降3年ずつ支払い時期をおくれさせるということと、「別紙」とあるところの6項目の支援要望項目の内容であります。委員から、返済に係る契約書の写しの提出が求められ、7ページに掲載されています。また委員から、もち麦生産奨励補助に関して質疑があり、担当課から「収穫高から栽培面積に補助の基準を変更し、1反当たり1万円とした」との回答がありました。委員からは、「生産意欲との関係で、収穫高が反映しないのはどうか」との質疑があり、担当課からは、「面積を基準にしたほうが安定するとの声も聞いているが、要望については慎重に検討したい」との答弁がありました。

有限会社アケボノ企画訴訟の経過について、8ページ左の資料で報告がありました。委員から、今後の見通しについて質疑があり、担当課長からは「和解の方向で解決を図りたい」との回答がありました。

津染池の漏水対策については、8ページ右の資料で報告がありました。前回施工の、図のA・B・C・Dの4列は施工しており、さらにE・F・Gの3列を、一定の水位が上がり、止水効果を検証しながら対策工事を実施したいとのことであります。

まちづくり課から、9・10ページの資料で、24年度工事・業務委託執行状況について、報告がありました。

県事業の市川水系西谷川護岸工事について、工事場所は西谷地内、請負業者は堀岡興業で、24年10月25日から3月25日の工期となっていると報告を受けました。

大地化成株式会社の開発行為許可申請及び開発行為等事前協議申出について、11ページと12ページ左の内容について、報告を受けました。切り土、盛り土、石積み擁壁などの土木工事を行おうとするものであります。進入路の整備のために行おうとするものとの説明でありました。

I D E Cが12ページ右の資料のとおり、メガソーラー及び植物工場実験研究所の施設を、旧株式会社ミドリ十字跡地に建設しようとする位置図で、公害防止



協定の対象にかからない案件ということで、まちづくり課から報告がありました。

下水道課からは、13ページの資料で、24年度工事執行状況について報告がありました。23年度繰越委託業務及び24年度委託業務執行状況について、14ページの資料で報告がありました。

24年10月末における下水道接続状況及び水質検査結果について、15ページの資料で報告がありました。

下水道マンホール施工不備に係る今後の対応状況について、16ページの資料で報告がありました。マンホール手直し工事について、株式会社平野組が11月29日から25年2月28日の工期で、全体で108カ所の手直し工事を行い、工事完了後に調査費及び工事費を各社に請求するというものであります。

なお、各課から本12月定例会への提出議案について報告がありました。

以上をもって、産業建設常任委員会からの報告といたします。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いします。

小林 議会 失礼をいたします。議会運営委員会はこの間、3回の開催をいたしました。

運営委員長 9月議会を振り返って、それぞれ意見を出し合い、一層、議会活動を充実させようという立場から検討を行いました。

また、地方自治法の改正がありまして、議会に関する部分の調査と、それへの対応を検討し、本定例会に条例改正等を提案させていただいておるところでございます。

また、議会基本条例を引き続いて検討を進めておりまして、さきの全員協議会で報告をしたとおりでございます。

また、12月定例会の運営について等の検討を行いました。

以上でございます。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

## 日程第2 質疑

議長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第57号、及び発議第2号から発議第5号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第10号、第23期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご質疑がございましたらどうぞ。

2番 まずお尋ねしたいのですが、23期の売上目標、1億6,500万円というのは根拠のある数値の目標だったのか、借入金返済が可能となる数字合わせ的なものだったのかをお尋ねいたします。

町長 たくさんの質問が予想されると思っておりますので、私からまず最初に総括的な答弁をさせていただきたいと思っております。

22期、そして23期も欠損を出したことを、町民の皆さんと議員の皆さんに、まずおわびを申し上げます。

前議会で「社長の仕事は何か」と問われたわけでありましてけれども、いろいろ調べてみますとその答えの一つに、「会社を利益に導き、株主の期待にこたえることだ」というのがありました。そういう意味からいたしますと、私は明らかに損失を出しているわけでありまして、失格者であります。

しかし、取締役会でいろいろと検討・審議した結果、引き続いて24期も社長として仕事をすることになりました。もちろんその器でないことは十分自覚をしておりますけれども、決まったことをしっかりと実行に移すべく努力をして社長の職責を全うしていきたいと、このように思っているわけでございます。

もちむぎ食品センターを考える場合、二つの軸で考えることが大事だと私は思っているわけでありまして。一つの軸は、それは空間軸であります。もう一つの軸は時間軸であります。まず最初に時間軸を中心にいたしまして、この会社を考えてみたいと思うわけでありまして。

この会社は平成2年に設立され、今期は24期となっております。この期間の間に三つの大きな山場がありました。一つは設立期であります。設立の趣旨は、当時の「一村一品運動」や「ふるさと創生」という日本的な大きな流れの中で、福崎町でも福崎で栽培している大麦——もち麦を生かした特産品をつくることを目指されたわけでありまして。今風に言えば、6次産業で産業振興、地域の活性化、福崎町の知名度アップ、そして雇用の場の拡大。これらを目指したわけでありまして。

第2の山は、3億7,000万円——約ですね。不正経理が発覚したときであります。このときに、破産するか、それとも継続するかが大きく問われたわけでありまして。検討委員会を設立いたしまして検討した結果、設立当時の精神を受け継ぎ、存続して運営することとなったわけでありまして。そして、この時期の後、町長である私が代表権を持つようになったわけでありまして。

三つ目の山は、金融機関との間で一定の整理が果たしたときであります。整理をした結果、約1億2,000万円の負債が残ることとなりました。そのとき町から借りて、金融機関に一括返済して、債務の関係を解消するということになったわけでありまして。

こうした大きな三つの山場を迎え、そして今を迎えているわけでありまして。けれども、その後リーマン・ショック、あるいは3.11。こうした大きなことが起こりまして、経済低迷が起こっているわけでありまして、その上に加えて、私の才覚の不足ということも手伝って、今日に至っているわけでありまして。

次は、空間軸についてであります。空間軸で考える場合は、一つは場所の問題ということになるわけでありまして。やかたをどこに設立するかが、設立当時、大きくこれも問題に、課題となったわけでありまして。そのときには、もう少し交通の便利な、アクセスのよいところに設立しようという意見もありました。しかし役場側の意見は、あそこがオールドタウンとして、また観光地の中心地としての位置づけを持ち、民俗学のふるさととして、記念館があり、そしていろいろな施設が集中している。辻川文化の中心地でもあるあの場所に建てようという意図が強く働きました。結果としてあの場所に選定をされて、選ばれたという経緯がございまして。そして、その期待にこたえて、年間約3万人以上のお客を迎えているということも事実であります。

そして、もう一つ空間軸で考える場合、もちむぎ食品センターの知名度はどのようになっているのかということでありまして。当初は町内が中心でありましたけれども、それがやがて中播磨に、そして県へ、そして今、広くは全国的に。徐々にではありますけれども、その知名度が広がってきている。このように空間的にもだんだんと広がっているという状況にあるのではないかと考えております。

もちむぎ食品センターは、いずれの軸においても、議員皆様のご指導と町民のご支援を受けて成長しつつあると、このように思っております。特に議員の皆様

さんのご提言は、運営改善に役立っています。しかし、23期で黒字に転ずることはできなかったのは、残念だと思っております。

このことは私も含めまして、役員全員はもとより、職員は町民の皆さんに対して大変申しわけない思いでございます。私たちは、議員の提言及び監査報告を真摯に受けとめ、役員会で検討をいたしまして、24期の計画を決定いたしました。これは監査報告の指摘にありましたとおり、22期がただいま質問のありましたとおり、町への返済ということにやや重点を置いた計画を立てて運営をしてきたわけでありすけれども、しかし結果としては監査報告のとおりでありまして、目標を達成することはできませんでした。監査報告では、そうした大きな目標ではなしに、現実・可能な目標を据えて、職員も役員も一致団結できるようなことにして、とにかく頑張る。そういう計画を立ててはどうかという提起がございまして、24期は全て――600万円という大きな額を返済するということは一気にできるという計画にはなっておりません。しかしながら、22期・23期の経験を踏まえて、私たちは、何とか今回は80万円の利益を出して、それでもって基盤を確立しながら、次の飛躍に備えていこうということで一致をして、今、計画を発表させていただいているわけでありす。

設立から23年が経過をいたしておりますけれども、設立の趣旨はいささかも色あせていないと思っております。ますますその趣旨を生かしたまちづくりと会社経営が待たれていると信じているわけでございます。しっかりとした社長ではありませんけれども、とにかく今期、黒字になるように頑張りたいと思っております。それを基礎にいたしまして、さらに飛躍をしていく決意で臨みたいと、このように思っておりますので、町民の皆さんと、そして議員の皆さんの温かいご協力、ご支援をお願いしたいと思っております。

総括的な答弁で牛尾議員にもお答えをさせていただいたわけでございます。

2 番 　ただいま町長の答弁いただきまして、町長が社長として3億7,000万円の不正経理の処理に関しまして、大きな努力をされましたこと、よくわかっております。

しかしながら売上を上げ、また利益を上げるには、商品がやはり売れるということが大事ですので、売上の目標を立てられるときに、今までの販売のその実績とか売上の傾向、また先どうなるというふうな予想をされて、商品の売上に対する先の分析というんですか、そういうふうなものを考えられて、商品開発なり、そういうことをされておられるのか、お尋ねいたします。

産 業 課 長 　新商品を開発いたしますと、しばらく様子を見ておりましたら、売れる、売れないという判断はできようかと思っております。当然、売れるものにつきましてはある程度積極的な製造にしているのが現状でございます。

2 番 　もちむぎ麵などの販売部門というのは、通販部門とともに全国展開が可能な、そういう販売の部門でございます。売上を上げるには最も重要な部門と考えておりますけれども、具体的な戦略を描いておられるのか、お尋ねいたします。

産 業 課 長 　通販におきましては最近、インターネット販売が非常にシェアを占めており――上がってきております。そういった意味で、23期におきましてはもちむぎ食品センターのホームページのリニューアルをして、検索でヒットしやすいような構成にもしておるところでございます。

営業につきましても、関東方面の百貨店への売り込み等にも積極的に取り組んでおりまして、一定の成果を上げているところでございます。

2 番 　私も町民の方とか、多くの方にお聞きをしようと思っておりますけれども、もちむぎ麵が福崎町の特産であるということ、そういうことで価格が高いというのがある面、

そのブランドというんですか、そういう意味でも必要な、不可欠なことかもしれませんが、一般の方にしますと「価格がちょっと高過ぎるのではないか」というふうなことをよく聞きます。消費者の方が買われるときの判断材料といたしまして、価格、また食品の味というんですか、それが大切なことだと思っております。ですので、その価格とか、製品の味というんですか、そういうものについての研究っていうんですかね、それはどのようにされているのかお尋ねいたします。

産業課長 まず、価格が高いという点でございますけれども、当然、製造原価というのは決まっておりますので、一定のその売上の販売価格っていうのはどうしても決まっております。特にこのもち麦の関連につきましては、手延べというところで、手間もかけているところもございましてやはりなかなか価格が下げにくいのではないかと考えております。

味につきましては、その製造を自社でやっておりますので、いろいろ研究をしながら取り組んでいるところでございます。最近につきましては、特に減塩という、健康ブームもございまして、そういった商品も取り組んでいるところでございます。

2 番 売店部門というのは、きちっと並べられてというんですか、いい構成になると思うんですけれども、バスツアーで一度に大量の、多くの方が来られたときに完全に対応できないこともあったのではないかとと思いますが、そのあたりのことに対しまして、お答えいただけますか。

産業課長 バスツアーの際の対応ということなんですけれども、具体的にはちょっと資料を私、直接確認はできておりませんが、当然、バスツアーは予約で来られますので、その段階では、当然売店対応というのは人数をふやした中で、十分対応はできてると思っております。

2 番 私ちょっと以前、見てたというんですか、バスが2台来てたときに、多くの方が売店——面積も狭うございますので、入り切れなかったり、バスがまあ、出発時間がある程度決まっておりますので、混乱されるということもありますので、事前にそういう時間とか日時わかってますので、そういうことも考えて、バスの駐車場というんですか、そういうところでも、出張というんですか、そういうふうな簡単な——バスから降りられない、また早く乗られるとかそういう方も買いやすいような、そういうふうなこともまた考えてもらえたらいいんじゃないかと思っております。

そしてまた最近、健康ブームと今、課長が言われましたように、「日経ヘルス」という健康の雑誌に、もち麦の——大麦の一種のもち麦が非常に健康にいい、ベータグルカンを含み、いろんな健康にいい作用をもたらすということで、精麦の販売に力を入れておられまして、いろんな町内の会合にも、また町外から来られる催し、イベントでも精麦の見本というんですか、その小袋を皆つけられて、その取り組みは非常に私——これから先、もちむぎ麵もそうですけれども、もち麦精麦でこのもちむぎ食品センターは非常に、健康を発する——福崎町から健康を発するような、そういう取り組みをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長 他にございませんか。

1 3 番 何点か質問をしたいと思っております。

決算報告書の7ページ。特別利益で10万円の益となっておりますが、それはどこから入ってきたもののでしょうか。

産業課長 これはもちむぎ食品センターの再建計画に基づきます役員負担金を要請してお

ります相手方でございます、もち麦に関係しておる団体からのものがございます。この団体につきましては、継続的に拠出をいただいているところでございます。

1 3 番 同じく7ページの、営業外収益が133万7,482円となっています。事務局備付の資料によれば、福崎町から117万4,965円となっています。この金額には明細とかはあるのでしょうか。あれば示していただきたい。

産業課長 福崎町からの補助金117万4,965円につきましては、まず、もち麦生産奨励補助金が106万5,120円。それから、もちむぎのやかた北側で取り組んでおります景観形成事業につきまして――これ2分の1を町から助成をしておりますが、10万9,845円でございます。

1 3 番 その補助金を出した効果というんですか、効果性とかはどのような感じなんですか。

産業課長 まず、もち麦生産奨励補助金につきましては、当然このもちむぎ食品センターを運営する上では欠かせない、もち麦の生産でございます。もち麦の生産――特に福崎町が取り組んでおります米沢2号という品種なんですけど、非常に取れ高が悪いのと、収量に非常に波がございます。そういった中で、非常に生産者も苦労されておる中での――例えば小麦と比較しても非常に効率が悪い、売上も悪いですから、そういった面で、一定の助成をしなければもち麦の生産ができないということで、これはもう欠かせないものかと思っております。

あわせて、景観形成事業につきましては、やかたからその上の社会教育施設。そこに通じる地域の中での景観形成を成しておりますので、非常に効果は出ているのではないかと思っております。

1 3 番 それから、事務局の備付の資料の12ページで、販売促進費でカタログの掲載料。Aが51万5,000円、Bが49万6,907円となっています。このAとBというのはどういったカタログなんですか。

産業課長 まずAにつきましては、近隣の百貨店のカタログでございます。百貨店におきましては、顧客に送付されたり、店頭で並べられておるカタログでございます。

それからBにつきましては、郵便局のカタログ販売のものでございまして、近畿地区で配布されているものでございます。

議長 質疑の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。  
再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

1 3 番 再度確認というか、百貨店と郵便局にカタログを配布したということで、その広告の宣伝による効果とかは感じられましたか。

産業課長 それぞれ広告によって幾ら売上が出たのかっていうのは、なかなか把握はできないと思うんですけども、やはり一定の成果があるということで、継続をしながらやってきているものでございます。

1 3 番 カタログを出したらやっぱり効果というか、やっぱりそれは追求してほしい。何部出して、どういうふうにしたかということは、やっぱり追求していただきたいと思います。

それから、期末棚卸残高が前年度に対して211%で、昨年より大幅な増加となっています。監査報告で適正在庫管理の指摘がありましたが、増加要因――そ

これはそうめんやと思うんですけども、なぜこうなったのか教えていただけますか。  
産業課長 ご指摘のとおり、棚卸資産がふえておりますのは、そうめんの在庫が、ふえた要因でございます。そうめんにつきましては、即席めんも現在販売をしているところでございまして、そういった需要も見込んだ上で発注をしたわけですが、結果といたしまして、製造量が多かったという結果となっております。

1 3 番 揖保乃糸なんか——そうめんなんかは1年もしくは2年たった、ひねというんですか、そういうのがおいしいと言われとんですけれども、今言われてる——即席ということは、来年度で、24期で完売できる量なんでしょうか。

産業課長 先ほど言いました即席につきましては、あくまで乾めんのそうめんを使った上で、加工して即席めんもつくっているというところで、在庫につきましてはあくまで乾めんでございます。

一応、賞味期限につきましては1年という形にはしておるんですけども、量といたしましても24期で当然、販売できていく量かと思っております。

議長 他にございませんか。

9 番 備えつけ資料を見ましたら、4月26日ですか、役員会の議事録があるわけですが、1号議案として「借入れの件」ということになっております。この借り入れについてお尋ねをしたいと、このように思います。

この借り入れの申込日、貸付日、借入金額、返済日、資金目的、金利、担保——無担保か人的担保だったのか物的担保だったのかということと、返済財源についてお尋ねをします。

産業課長 ちょっと待ってください。済みません。

議長 暫時休憩をいたします。

◇

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

◇

議長 会議を再開いたします。答弁お願いいたします。

産業課長 すみません。失礼しました。

この借り入れにつきましては、金額500万円を借り入れております。

期間が24年の5月の28日から8月の28日まで、93日間。利率が2%でございます。目的につきましては、当面の資金手当でございます。当然、24期末には返済をしたものでございます。それから担保でございますけれども、これにつきましては、取締役の関係者に保証人としてお願いしたものでございます。

9 番 といいましたら、返済はその売上金からされたと、こういうことですね。売上金ですか。企業の利益から。

産業課長 当然その会計年度の中で返済をしたものでございます。

9 番 資金繰りで借りたと、こういうことになっているわけでございます。22期決算の貸借対照表、また23期の決算の貸借対照表を見ますと、今、資金繰りということになりましたら、現金及び預金とか、売掛金、商品、製品があるわけでございます。また、流動負債といたしまして、買掛金、未払金。これがあるわけでございます。資産があり、負債があるわけでございます。これから見ましたら、22期と23期の流動資産並びに流動負債——換金ですね、換金性の高い項目でございますが、それを見ましたら、22期では1,430万1,027円、23期で610万833円となっております。約、前年対比の42%かと、このように思うわけでございます。

また、売掛金にしましては、22期が803万347円、23期が792万4,

106円。商品が、22期が49万1,584円、23期が22万5,425円。製品が、22期が341万5,851円、同じく23期が802万5,173円と、このようになっているわけでございます。

また、流動負債では、買掛金が558万4,599円ですね、22期。同じく22期の未払金が275万592円となっております。23期の流動負債でございますが、619万7,448円。未払金が218万5,133円と、このように、売掛金をもらって買掛金、未払金を払うと。こういうような状態で、資金繰りがこのあたりを見るとわかってくるのではないかと。私は素人ですが、このように思うわけでございます。それから見ましたら、現金及び預金で物すごく減っているということで、今の質問でもありましたように、製品の在庫が802万5,173円で、そうめんがたくさん残っているということになりましたら、そうめんは夏場に売れるものがほとんどかと思えます。約半年先、また七、八カ月先に初めてお金になるということでございます。このような状態において、24期には資金繰りがどうなっているのか、どのような予見ができるのか、そこらあたりの説明をお願いします。

産業課長 23期の末で現金がこのような状況でございます。非常に厳しい運営ではございますけれども、先ほどご指摘のありましたように、そういった棚卸資産を極力、在庫等残さないような運営の方法を心がけながら、取り組んでいきたいと思っております。

9番 非常に私は、資金繰りがどうなってくるのかなというのを心配しているわけなんでございます。24期の事業も10月現在――2カ月過ぎておりますが、これも余り芳しくないような状態が続いていると、こういうことでございます。資金不足があれば、どのような手だてを考えておられますか。

産業課長 ご指摘の資金不足という状況が想定されるのであれば、やはり会社として、まずは先ほどございました、一時的な借入れをしながら運営はしなければならないというふうに考えております。

9番 22期、23期、24期と、だんだん私は資金繰りは苦しくなってくるような状況ではないかと。この決算書を見る限り、そういうのが続いてくるのではないかと、このように思うわけです。

そこで、貸付金の返済要望が出ているわけでございますが、これはいろんなことがあります。どうなるかわかりませんが、私は、猶予するよりも、先に資金不足のほうで、この会社が非常に辛い状態になっていくのではないかと、このように懸念しておりますが、そのような状況は考えられるでしょうか。

町長 22期ですね、決算を――先ほど流動負債で言われました後、役場に約190万か幾ら返したわけなんです。ところが今期はそういう前期の反省からいたしまして、とても役場にお金を返したら、資金繰りがなかなか厳しいだろうということもあります。今ご指摘のとおりで、1,000万台あった流動の資金が、今回600万台に落ちているということなんです。

そして、今のところそれがどうなっているのかということですが、11月末現在の状況でいいますと、在庫の効果が、若干効果をあらわしまして、そうめんも夏場だけではなく、それ以後も売れているという状況から、600万円台の持っているお金が11月末現在で1,000万をちょっと超えたという報告を受けているところです。

しかし、今一番お金が入ってくる時期でもあります。一番不足する時期は2月、3月なんです。ですから、2月、3月にその1,000万台――1,000万ちょっとです。1,100万にはまだ達してなかったと思うんですけれども、そ

のお金で何とか乗り切れれば。そして在庫で指摘がありましたとおり、約2倍余りの在庫を持っておりますので、これが十分年末の、歳末で何とか「そうめん年越しを」というふうな運動でそれがはければいいのかなというふうに思っているわけです。

できるだけ――前年度は500万円借りて回したという経験があります。結果としては使わなかったと思います。それを赤字になってということ――なら借りなければよかったということになりますけれども、心配がありましたので500万円を借りたということでもありますけれども、ことしは何とかそういう状況を生まれさせないように努力をしていきたいというふうに思っているところです。

9 番 今、町長――社長から資金繰りのことについて答弁をいただきました。第三セクターで、そのように取締役をされている方に個人保証をしてまでもお金を借りてもらって、運転資金に回してもらおうというのはいかがなものかと、このように思うわけですね。

そういうことにつきましては、十分考えて、今からのことに対して、こういう資金繰りが苦しくならないような方法。そういうのを一回、何か抜本的な改革が必要ではないかと、このように考えるわけでございます。

約――ことしはいつても来年、再来年ずうっと20年間、この先同じような状態が続けば、同じようなことになってくる可能性もありますので、そういうことがないように、一つ正念場として考えていただきたいと、このように思うわけでございます。

議 長 答弁。

町 長 もちろん冒頭の私の答弁の中でもお答えしましたとおり、一生懸命頑張ると。「結果はどうや」と言われて、結果をなかなか「こうや」というふうに確定的に答えることはなかなかやうしてないんですけれども、そういうことにならないように、ご指摘の方向で、改善方で努力をしてまいりたいと、このように考えております。

議 長 他にございませんか。

1 0 番 そしたら、この議会事務局の備付の資料の中の12ページに、貸倒損失――10万幾らかあるんですけれども、回収不能金ということですね。だから利益が出てないときに、この回収不能金が出るということは、これは一体どういうことだったんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

産 業 課 長 この回収不能金につきましては通信販売に係る過年度の分でございます、これにつきまして、もう回収――ちょっと不能ということで処理をさせていただいたものでございます。

議 長 他にございませんか。

1 5 番 ちょっと今聞いていたらほんまに不可解なことばかりですけれども、監査報告の、12ページに載っとる分ですね。600万ぐらいで会社がつぶれそうになるっちゅうんやったら、これもっと金額を落としたらどないですか。3年で――600万を3年で云々よりも、200万で。ね。その3倍にするとか。役員会は何を考えとるんか。ただずらして、「無利息やからこれで事済まそう」という、「1年ふさがったらええ」という考えなのか。もっともっと考えるべき違うのか。

話聞いていたら、全然もう矛盾したことばかりの話が載っとるだけで、借りとらなければいけないって監査委員も指摘してるのんと――ほなら町長は今さっきでも言われた、「なくなると思ってます」。そうではないでしょう。「なくすように努力します」でしょう。今の回答――最初の回答でも。こんなもん普通の会社やったらもうとっくにつぶれてまっせ。



ほんで無利息でこんなんを借りとって、ほんで3年延ばして、ほんで同じ金額で3年延ばす。普通やったら信じられへん。600万でつぶれる会社、3年延ばしても同じですわ。それやったらもっと、役員会やったら「200万にして、その3倍で返しますから」とか。単純に考えてもわかりますやん。それをそのままずるっとして、1年、2年経過——過ぎたらええわの話じゃないですよ。町民に悪い、議員に悪い。議員なんかもう皆寝とるみたいに思とん違うんですか。その言葉だけ出したら通ると思とったらぐあい悪いですよ、そら。

町長。時間軸や空間軸。そんなもんじゃ——抽象的な表現じゃないですよ。もう1日1日がもっと物事考えてやってもらわんとぐあい悪いでっせ。抽象的な言葉で回答してもうてもぐあい悪い。単純な、こんな600万でも会社がつぶれるような運営の仕方しとる社長、役員会。僕、今までもち麦には言うたことないですわ、質問では。またこんなことも言うたことないですけど、この内容見とったら600万までしてつぶれるような会社を、まだ役員会は社長になって続けてくれ。それで状態見とったら600万で3年間、また3年間延ばしてくれ。もっと違う手だてもあるでしょう。

ほんでまだ言われるのには、ね、「なくなると思ってます」。それが社長の言う言葉ですか。それよりも、なくすると断言して——監査委員報告の中の最後のほうでも書いてあるように、掴み取りに行かなければならないという監査委員の意見もついとるのに。ほんで、近藤課長も今よったったけれども、インターネットの云々も言われてましたけれども、販売の何割がインターネット収益上げとるのか。そんなちよろこいことではいかんとは思いますがね。

まあ、言うときだけ言うときますわ。答えなんか要りませんわ。もう今の見とってても答えは大体一緒やし。ほんで抽象的な、抽象的なことを考えるよりも、まず現実。あすを考えて、これから運営していただきたいと思えます。社長、よろしくお願いいたします。

議 長 答弁よろしいですか。

他にございませんか。

1 2 番 私、総論として少しお話をしていきたいと思えます。

先ほど来よりいろんなご答弁がありましたけれども、非常に会社そのものの意義が皆さん方わかっていないような感じがするわけなんですね。

社長、会社とはどういうもんですか。ご答弁お願いします。もちむぎ会社はこういうものなんですか。まずそこで働いている従業員の方々、そして町民からお金を借りてまで営業しているんですから、どういう気持ちでもって経営されてますか。その胸の内をお答え願います。

町 長 もう一番最初の答弁でお答えさせてもらったとおり、会社の設立の意義というのは先ほど言いましたように、当時、いろいろと先輩の皆様方が検討をされまして、特産品をつくって、それで産業振興——いろんな形の設立の趣旨を出されたわけです。それを会社につくられたということは、その会社で経営・運営をして、一定の利益を出して、それが町民の皆さんに還元されるような、そういうことが会社の設立の趣旨だと、このように思っております。

1 2 番 それが出来ていないんですね。この月の町の広報にも書いてありました。町長が初めて町長に立候補するときに、その旨が書いてありまして、すばらしいことだなというふうに読ませていただいたわけでございます。

しかし、このような事態がもう何年も続いて、そして先ほど高井議員からもありましたように、この多額の借金を返そうという努力が見えないわけなんですね。やはり会社は、すなわちそこで働いてる方々に利益を出してもらって、そして社

会貢献をしていく。こういう目的が少し足りないような感じがするわけなんです。そして、働いてる従業員の方々は非常に熱心に働いております。私もちょこちょこ行きますけども、いろんな形でもって努力をし、食品の改良をしたり、また、一生懸命に考えながら取り組んでいるわけなんですけど、結果が出ない。これは、やはり私は社長の一念が足りないのではないかなという感じがするんですね。

先日も、NHKのテレビを見ていると、ある会社の企業の社長さんが、すごいことをされているわけなんです。見たことございますか。本当に、どん底になった会社を、その社長の一念によりまして企業改革をし、そして今ではすごい利益を出して、社員一同が喜んで仕事をしている。そして、多額の税金を納めて社会貢献もしているわけでございます。

やはり、今までやってきたこの件については、なかなかそのような効果が見られない。ということは、このままでいくなれば、先ほど来いろいろ話がありますように、これは恐らく利益は出ないと思います、今後も。ですから、思い切った改革をするためには、もっともってそのことを考えまして、改善をしていくところは改善をしていき、そして利益を出すような、そういう取り組みが全然これを見たら見えてないんですね。

来期の計画書を見ても、なかなかこれは全然見えてきません、数字だけでもって。年間を見ても、12カ月ある間に、12月と6月・7月。その3カ月間だけがプラスになっている。後は全てマイナスなんですね。ですからこれは、お客さんの来るのを待っているというだけで、自分たちが表に飛び出して行って営業するということもないわけなんです。

以前にも私申し上げましたように、やはり待っているだけでは企業は伸びません。一人一人が知恵を絞りながら、そしてそこから出ていく、対話をする、活動する。これが結果的にはよい方向に向かっていくのではないかなというふうに思うんですね。営業時間延ばしたって、お客さん来ません。ですからそういうときは、考えながら、やはりしっかりとそのことを皆さん方で議論していきながら、調査研究をしていく。そこに企業の発展性があるのではないかなというふうに思うわけなんです。

この議員の中にも、いろんな形で、大小かかわらず事業をされてる方もいます。皆さん方みんな赤字で座っとらんと、プラスになるように努力をして、そして生活を賄っているわけなんです。

ですから、町長は非常にすばらしい方だというふうに私は思っております。その知恵を、やはりもう一步踏み込んだ考えで、そして従業員の方々が奮起するような、その知恵をしっかりと出してもらって、そして、プラスになるような、そういう経営努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長 私が社長になりましてから十数年が経過をしているわけでありまして、今ご指摘のようなことで、なかなか利益につながっていないという点は肝に銘じまして、今のご指摘の実行のために努力をしてまいりたいと考えております。

1 2 番 もう1点だけ。もう今の経営方針を、もうしっかりと私は変えていただきたいと思います。これでは伸びないから、方針を変えて、そして進んでください。お願いします。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、ご質疑がございましたらどうぞ。

- 議 長 ございませぬか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第57号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませぬか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第58号、福崎町町道に設ける道路標識の寸法並びに道路附属物として設置する自動車駐車場及び自転車駐車場の標識に関する条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませぬか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第59号、福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 2 番 この構造基準に合致していない町道はあるのかどうか、教えていただきたいと思ひます。
- まちづくり課長 この構造基準見直し条例制定につきましてですけども、道路の新設及び改築という規定になっております。集落内における生活道路につきましては、道路構造令に合っていないところも多々あります。
- 2 番 そうしますと、合致していないというその道路については改良の計画などはあるのかどうか、教えていただけます。
- まちづくり課長 生活道路におきましては幅員等、技術的また用地的、財政的にも無理なところがございますので、改良の計画は今のところ持っておりませぬ。
- 議 長 ほかにございませぬか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第60号、福崎町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準及び特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませぬか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第61号、福崎町都市公園条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませぬか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第62号、福崎町営住宅整備基準条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませぬか。
- (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第63号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

- 議 長 ございせんか。  
 (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございしますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
 次、議案第64号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
 (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございしますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
 次、議案第65号、福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
 (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございしますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
 次、議案第66号、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
 (「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございしますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
 次、議案第67号、平成24年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 5 番 議案第67号の平成24年度福崎町一般会計補正予算(第5号)の中で、諸収入、もちむぎ食品センター再建貸付金元金収入の600万円を減額する補正予算となっております。その内容と、それに関連しまして、若干もちむぎの経営等についても質問させていただきたいと思っております。  
 まず、株式会社もちむぎ食品センターが平成2年6月に設立されて22年が経過し、その間いろんな出来事がありました。平成20年12月に、会社再建のために町が会社に1億1,592万3,687円の、多額の無利子の貸付を行いました。その金銭消費貸借契約書を見ますと、その多額の貸付金の使途は会社の「再建に要する資金に充当する」となっております。また、償還期限は3年据え置きで、平成24年、192万3,687円。それから今年の、25年から43年の、600万円ずつの償還契約となっております。  
 で、第1回の償還は履行されましたけれども、第2回目の今回の償還は、平成25年の1月31日までに600万円を償還することになっておりますが、どうしても600万円の償還の見込みはないことから、今議会に600万円の減額補正予算が計上されてございます。  
 また、先ほど委員長報告にありました、11月に株式会社から町に、新たな町からの支援要望が提出され、産業建設常任委員長の報告のように、その内容は――8件ですか、新たな要望が出てまいっております。  
 そこで、その貸付金の今後3年間ずつの償還――延ばすこと。それと新たな要望等についての、町の現在のお考えをまずお尋ねしたいと思います。
- 副 町 長 もちむぎ食品センターにおける決算、22期・23期、また24期の計画等を見ますと、非常に厳しい財政状況にあります。それらを踏まえた形の中で、返済時期の猶予という形で、3年間の猶予という要望をいただいておりますけれども、今のところ、こういったような事柄――この三セクであります食品センターの資金収支を見ますと、これらに一定の部分では対応しなければならないのかなという考え方があります。  
 そういう考え方のもとに、今期における返済分については対応をしていこうという形で、一般会計予算における歳入の減額を計上させていただきました。  
 また、支援要望項目等については、今から25年度の予算編成に向けて、また、

24年度最終補正予算に向けて検討を加えていきたいと、このようにも思っておりますし、ある一定の部分——この、もちむぎのやかたがあります辻川界限につきましては、ユネスコにおける世界遺産登録等がございますし、銀の馬車道の中におけます交通の要所でもあることから、これらについて、辻川界限の景観形成なるものとも思っております。

そういう関係も含めまして、町の責めにおいてある一定の部分はやらなければならないのかなというようにも思っております。基本的には、今から検討を加えていきたいというように思っております。

5 番 今のもちむぎ食品センターの位置づけの答弁もございました。公共性とか、あるいは広義性等の辻川界限との絡みとか、いろいろ言われましたけれども、ちょっともう1点、はっきりと確認したいのは、今期のみ、その償還金600万を3年間延ばすということなのか、来年度以降の600万についても最後まで延ばすという意味か、そのあたりちょっと確認したいと思います。

副 町 長 現在におきましては、この24期における1月末の返済分について猶予しているという考え方でありまして、その後の事柄につきましては、やはり第三セクターの資金収支、また営業成績等——今、決算報告にもございましたように、多くの議員の方々からいろんなご意見をいただきました。そういう観点から運営されるものと思っておりますし、そういった改善策が見出せるのであれば、それら対応していただけるのではないかと思っております。

また、支援要望項目にこたえていくことについては、そういった事柄の中で、現在におけます三セクで負担しておる分野についても、ある一定の改善が加えられるということにもなろうかと思えます。そういう観点を含めた形の中で、今後検討していくということでもあります。

5 番 先ほどの、22年と23年度の貸借対照表を見ても、仮に今回の600万円を3年間延ばしたと、猶予をしたとしても、3年後にそれだけの金額が返せる経営状態に改善するとは決して思えません。はっきり申し上げまして。

それに加えて、また新たな要望等が出ておりますが、「予算編成の段階でよく検討して対応したい」と、そのような答弁でございましたけれども、ばくっとそれを判断するために、今の新たな要望の事項について、金額的にいざばどれぐらいの負担がふえるのか、お尋ねしたいと思います。

産 業 課 長 現在、もちむぎ食品センターから要望が出ております内容で申し上げますと、まず、もち麦の生産奨励補助金についてもちょっと触れております。これにつきましては、生産者に対して町から助成をする制度に変更しております。この中で、24年産から26年産について、作付面積10ヘクタールという覚書をしております。しかしながら、今の在庫状況を見ますと、26年産の——要は25年に植えつける作付につきましては、かなりふやしていかなければ在庫の状況が不安定になってまいりますので、その要望でございます。これにつきましては、1反当たり1万円という覚書をしておりますので、20ヘクタールにしますと200万円の生産奨励補助金になってまいります。現状の倍になってまいります。

それから、もちむぎ食品センターが現在負担しております経費に対しての補助といたしましては、北側の景観形成事業、それから、やかたの東側で借りております駐車場、それから東京に出しておりますようなアンテナショップなどの出店料、特産品PRといった、これらのパンフレットの作成経費。これらについての助成をお願いしておるものでございまして、現在のもちむぎ食品センター負担額で申しますと、約250万円でございます。これについて、どれぐらいを町から支援するのかというのは、今から検討する課題でございます。

5 番 それと、20年に貸し付けをされたときに一約1億1,500万の貸し付けのその契約書をちょっと見ますと、「償還を怠ったときには年18.25%の違約金を町に支払う」と、このような契約内容になってございます。

今回、その600万円が来年――25年1月31日までの償還期限でございませうけれども、万が一履行されない場合、その600万に対する違約金については、どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

副 町 長 これは債権者である町と、債務者であるもちむぎ食品センターの金銭消費貸借でありまして、これら違約金を含めた形の中では、これは両者が話し合いに基づくもので、これら違約金に対する部分――一応この契約書の中については「違約金を支払うものとする」という、限定したような項目になっておりますけれども、いわゆる金銭消費貸借は、債権者と債務者との兼ね合い等で、ある一定の部分で合意に達すれば、これら等は変更できるものとも思っております。そういう関係も含めまして、今議会でこういったような形で補正予算を上げさせていただき、これらを認めていただきますと、これら消費貸借の契約書の変更という形になろうかと思っております。

5 番 「債権者の町と債務者の食品センターが、話し合いによって契約内容を変更すれば違約金は取らないことができる」のような、そういう答弁なんですけど、私は金銭消費貸借契約書というものは、当然その両者がきちっと履行する旨の約束を交わしたもんですから、当然最初の600万円が入らなければ、これについては契約どおり、やっぱり履行すべきだと思うんです。今後、第2回目、あるいは第3回目の、そういった将来にかかわる600万円の金額について、これから先に契約変更を、両者が合意のもとで変更されれば、将来についての取り扱いについては違約金をとらないようなことも――そういう旨にする契約変更をすれば可能かもわかりませんが、既にこれについては、1月の末までに入らないものについてはやはりそれはとるべきではないかと。

そういう意味からいいましたら、償還期限が到来するまでに契約を変更したら可能なんか、それが過ぎてから変更したら当然とるべきなのか。何かその、1月の末の期日によって影響してくるんじゃないかと思うんですね。

ざっとこれ計算しますと、600万に対するこの金利――18%いうたら、年間にしましたら、約109万ぐらいになると思いますから、決して金額的に安くはないと思います。その点についてはちょっと、もう一度確認したいんですが、お願いいたします。

副 町 長 できるならば一般会計補正予算を認めていただき、1月末までに金銭消費貸借の契約を変更するといったような形が整えれば、一番いいわけでありまして。しかし、これらを踏まえた上で、1月31日が到来した後でも、話し合い、双方合意の上において、そういったような形の中ではできるものと、私自身は思っております。これは実は私の父親の事柄の経験上のところから出ておる事柄でございまして、二十数年来、金を預けておったものを、金銭消費貸借に切りかえをして、なおかつそれら、弁護士等の話し合いによって、それらの部分については、この金銭消費貸借における違約金等については、そういったものに基かない合意の達し方といったような形で、話し合いに応じたような形の部分もございまして、そういうこともできるのかなというように、現在は思っております。

5 番 そうしますと、期限が到来しまして、どうしても払えない。またその1年先には払えないということになりましたら、その都度契約内容を変更していけば、いつまでたっても契約不履行のそういった違約金については、契約の中できちっと明確に表現されていても、それはとらないことになろうかと思っておりますので、ちょ

っとその辺については考え方おかしいように思います。

副 町 長 ずっとそのような状態に置くというものではないと思うんです。その状況、状況に応じたような形の中で、また町側につきましては、執行者側の町長部局、並びに立法であります議会の考え方を踏まえた上での——どういうんでしょうか、町の方向性が出てまいるものと、このように思っております。

5 番 それと、ちょっと2点ほど、会社の経営の内容についてもお尋ねしたいんですが、よくいわれてます、黒字と赤字の接点であります損益分岐点。これはもちむぎ食品センターの場合、どれぐらいの金額で、売上がどれだけあれば黒字になる、あるいはそれを下回れば赤字になろうとお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

産 業 課 長 損益分岐点につきましては、23期の決算で試算いたしますと、約1億6,500万円というところがございます。

5 番 23期の決算での売上、1億6,500万であれば、赤字か黒字かの境界であると。今、23期の決算を見ますと、売上が1億4,800万でありますから、約1,600万円の不足が生じてるということですね。

本当に、何か思い切った、売上を伸ばす方法を考えざるを得ないんじゃないかと思いますが、例えば過去、どれぐらいの——最高の売上額、どれぐらいの、金額が一番多かったのは何年ぐらいなんでしょう。

産 業 課 長 近年で申し上げますと、19期で1億6,700万円、21期で1億6,300万円。さかのぼりますと、1億7,500万円ぐらいの売上も出ております。

5 番 いずれにしても、なかなか経営が厳しいのはよくわかりましたが、やっぱり本当にこの会社の経営、運営上問題あるんでしたら、あるいは運営非効率になったら、もうこの際何か——今も多くの議員が言われましたけれど、思い切った対策というのを一度とるべきだと思うんですね。例えば、今の株式会社のままでも運営そのものを民間に任せるとか、あるいは昼と夜の運営形態をちょっと若干変えてみるとか、先ほど来の答弁を聞いておりましたら、営業時間を繰り上げて光熱費を削減するとか、経費の節減や——そんな細かい話じゃなく、小手先じゃなくって、本当に思い切って、もう「町長が社長を兼務」とかいわれてますけど、本当に崖っ縁に立ったこの状態でしたら、思い切って社長も募集されて、必要な経費は投資しながらメスを入れていくと。そういう、何かもう最後の手段にとるべき時期が来てるんじゃないかと思います。

よくいろんな方に聞きましたら、もちむぎどらやき。あれは「おいしいけど高い」って言われるんです。そしたら、もう少し、もう少し小さくして、それを安くしてたくさん売るとか、いろんな工夫があろうかと思うんですけど、資本金3,000万で累積赤字がもう1億超えてますから——どなたか議員おっしゃってましたけども、「600万で倒産する」と言われましたが、本当にもう完全な債務超過になってますから、民間企業でしたらもうもっともっと前に倒産してるような状態です。ですから、いろんな方の知恵を聞きながら、何か思い切った運営対策をこの際——そういった体制を検討する時期は遅いかもわかりません。もう20年もたってますから。でも、遅いと言いつつも、何とかもちむぎ食品センターを立て直すために、最後のいろんな改善、工夫をしていただきたいと思います。その点について、お考えだけお尋ねして、私の質問を終わります。

副 町 長 もちむぎ食品センター役員になっていただいております方は、町でありますとか、商工会、農協、また生産者組合の代表者でありますとか、そういう有識者が集まって構成されております。いろいろ検討を加えていただいておりますけれども、今言われましたように、抜本的な改善はできていないという状況にあります。そういう考え方からも含めまして、このもち麦は、福崎町にとって特産

品、公共的財産であると、私自身はそういうぐあいに思っております。

そういう意味からも含めまして、議員の皆様方、また町民の代表者であります方々、有識者等を踏まえた形の上で、運営検討委員会なるものを立ち上げをして、検討を加えていきたいなというように思っております。

今言われましたように、幾ら検討を加えても、なかなか難しいかもわかりませんが、しかし、それら、いろんな意見を聞いてみなければならぬとも思っておりますし、民間等のそういう活力等の導入一つとりましても、私ども、なかなかこういう会社経営等にはなれておりませんし、いろんな意見の形の中でいただいた上で、そういったような事柄について、検討は加えていきたいというように思っております。

でき得るならば、議会でも特別委員会等を設置していただき、それら、もちむぎ食品センター——きちっと数字的な面も含めまして報告を差し上げたいとも思っております。できるならば議会のほうでも特別委員会等の立ち上げもしていただければありがたいというように思っております。

議 長 他にございませんか。

8 番 今、いろいろ質疑のやりとりを聞いておりますと、もう少し、やはり責任を持って答弁をしていただきたいなというふうに思います。金銭の貸借にしても、また書きかえをすればそれが通ずるような、そういうことでは困るんですね。町のトップとナンバー2が印鑑を押した貸借でしょう。その重みをもっとやっぱり認識をしてほしいというふうに思います。

副町長は600万の返済に対してどんな動きをしたんですか。町長と、社長と。やりとりはどんなぐあいだったんですか。お聞きをしたいと思います。

副 町 長 これら金銭消費貸借がある分野については、執行していただきたい。しかし、三セクについては3年間の猶予——町側としては今からの検討ぐあいであるといったような認識の上、それから、22期・23期の決算状況、また24期における9月・10月分の報告を受けながら——11月も若干好調であるようには聞いておるわけでありまして、しかし、もちむぎ食品センターにおけるキャッシュフロー等、検討を加えた限りにおいては、今期は無理であろうというような判断をした上での話であります。

ただ、3年間の猶予等については、まだ合意といったようなところまでは達していないという事柄でありまして、それらは今、答弁させていただきましたように、要請を受けたという形の上で、今期に対する分野でこういったような形で、いわゆる返済分については認めざるを得ないという判断をさせていただいたところであります。

8 番 その600万ですね。まだ「3年猶予するのかどうかは検討中」ということなんです。それについてはきちり保証をとるということでないと、同じようなことがずるずると起きるといふように思います。だから歯どめをどうするかということですね。その辺をきちりと、話し合いをしていただきたいと、このように思います。どうですか。

副 町 長 それらを含めて検討でありますけれども、今の状況下における分野では、この24期では返済は無理であろうという判断でありまして、それらも含めまして、24期の経営状況を所管の委員会等にも報告をさせていただいておりますように、今後の状況を見なければならぬというようにも思っております。

8 番 赤字だから600万が返らんと。こういうことですね。そうしますと、今四つの部門があるんですか。そこで一番大きな赤字を出しておるのはどこなんですか。そのような分析はされとんですか。



産業課長 昨年度もそういったご指摘もいただいた中で、23期におきましては各部門別の損益計算というものも見ながら、運営はしてきております。ちょっと手元に資料は持ち合わせておりませんので、今答弁はできません。

8番 これは私が議員になったときから、一番最初に聞いたのが「もちむぎ食品センターの損益分岐点は幾らか」ということをお聞きしたんですよ。もう十数年前です。今に始まったことじゃないんですよ。そういう改革ができないから経営がうまくいかないんじゃないんですか。

それと、24期の売上を見ましても、5時で閉店するという事になれば、1億5,300万ですか、売上計画になってますね。これは晩の9時までの営業時間を見ての経営数字じゃないんですか。その辺、5時で置くとどうなるんかというような経営分析はきっちりできておるんですか。お聞きをしたいと思います。

産業課長 24期の実施計画に当たりましては、平日夜間のレストランは閉める前提で考えております。それらにつきましては、例えばイベント—やかたでの展示イベントですとかディナーショー。こういったものも盛り込みながら、レストランの利用客をふやしていきたい。また、バスツアー等もさらに営業努力によってふやしていきたい、そういったことも考えております。

8番 損益分岐点が1億6,000何某かと言われましたね。1億5,000何某かでは、利益出ないんでしょう。

産業課長 実施計画におきましては、23期の決算で見ますと、損益分岐点が1億6,500万でございます。そういった中で、当然、経費の節減等も盛り込んでおりますので、計画といたしましては、80万円の利益を出したいという計画にしております。

8番 計画は実行してくださいよ。そうしないと、また、600万返せない、ということの連続になるんじゃないかと。

町長 もう一番最初の答弁からずっとお願いをしているわけでありましてけれども、私からこういうふうに言うと、「それは弁解だ」というふうになる可能性もありますけれども、しかし、経済の全般的な状況を見ますと、このことについても同時に考えていただければありがたいというふうに思っております。

その一つは、世界的な経済危機が襲来してきたということと、3.11の大きな災害があったということです。それを踏まえて、さらに前進をさせなければならぬという観点に今、立たされているわけでございます。

23期の経営状況は、先ほどからずっと報告しておりますとおり、これで600万円をお返しいたしますと、とてももちむぎ食品センターの経営が立ち行かないということでもありますので、「何とか600万円の返済を猶予してもらえませんか」という、これは私の名前で町当局の副町長にお願いをするという観点になったわけでもあります。

そして24期は、先ほども触れましたように、なかなか600万円の返済という—それも上乗せした計画を立てて、今期、運営をすればよかったわけなんですけれども、しかし監査報告にもありますとおり、いたずらに実態と離れた高い利益率を計画して目標を立てたとしても、それが実行できなければ仕方がないというんじゃないでしょうか、それはかえって経営努力を、職員の士気を高揚させることにはならないのではないかとということで、本年度は先ほどから伝えておりますように、とにかく80万円の利益を出そうと、そのために全力を挙げていこうということであります。それを土台にいたしまして頑張ろうと。去年は1,000万円ほどの赤字を出しましたが、ことしは職員の頑張りで、何とかそれを約500万円近く減らすことになっております。さらにそれを克服いたしまして、2

4期では80万円の利益を出そうという計画になっているわけでありませぬ。

一番最初にも申しましたように、今期の24期で600万円を織り込んだ計画になっていないというのは、そのとおりでありまして、このこと自身が大変申しわけないというふうに思っておりますけれども、副町長が先ほど答弁をいたしました内容のとおり、議員の皆さんもひっくるめていろいろと検討を加えていただき、抜本的な経営改善で――初期の設立の目標であります内容は色あせていないというふうに私は思っておりますので、そういう方向で努力をさせていただければと、このように思っているわけですね。

8 番 外部要因については、これはもう我々としましてはいかんともしがたい問題ですね。その中で、こういう食品業界であるとか自動車業界――産業界が全てそういった外部要因を克服しながら経営努力をして、そして事業を成り立たせていると。そういう状況ですね。そうしますと、やはり内部の改革をやらないと落ちこぼれていく、倒れていくという、そういうことだと思います。

それとね、これ――私は町民の皆さん方、また職員の皆さん方、議員の皆さんにしても、やはり大きな信用の失墜ですね。借りたものを返さない。職員の皆さん方は税金であるとか、使用料とか、そういったものの未収を取りに行けということ町としてはやっていますね。そういったものは、「何や、返さんでもええんかい」というようなことになると思いますよ。そういう点についてはどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思うんです。

町 長 当然、社会的な通念がございますから、借りたものは返すということでございます。返さないと言っているのではなしに、「何とか猶予をしてもらえませんか」というお願いをしているわけですね。

しかし、議員の皆様方も心配されておられるように、「猶予したからそれで後、ちゃんと返せるのか」ということが一番心配されておられるわけでありませぬ。そもそもの出発点は、3億7,800万という大きな使途不明金が発生したというところからスタートをしております、ここ十数年来、そのためにどうするかということですね。そして――これは繰り返しになりますから言いませんけれども、そういう状況の中でこの会社が運営をされてきているわけでありまして、もうけを確保するために、経営改善のために努力をしていくということであるわけですね。

8 番 それと、3年間猶予という数字が出てきておるんですが、その根拠はどこから3年間というのは出てきたんか、お尋ねをしたいと思います。

町 長 3,000万を猶予するというのは、それは結果を見てみないと、3年間というふうになりますと600万円の3年間で、1,800万円をひっくるめて返すということでありまして、それは一定の決意、努力を重ねていく――これは先ほど副町長が答えましたように、そういう経営改善と相まって返すということでありまして、結果を見てみないと3,000万円――力いっぱい頑張りますけれども、その結果までもきっちり予測するということとはとてもできるわけではありませぬ。

8 番 大麦のもち麦の商品開発をすると、特産品をつくるということの成果物については、先日の新聞にも掲載をされておりましたように、兵庫県の推奨品ですか、それに認定をされたということでありまして、商品開発についてはもう既に、もう20年やってきて、もう完成の域に達しておるといふふうに思っています。

その中で、経営がうまくいっていないもちむぎ食品センター。これについては根本的に見直しをしていただいて、そして新しい指定管理者を入れるなり、そういった決意をしていただかないと同じことの繰り返しだと思っておりますね。その点についてはどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思っております。

町 長 その点については、さまざまな皆さんの検討が要するというふうに思っているわけでありまして。必ずそういうふうになれば成功するののかという点についても、なかなか難しい面もあろうと思っております。そういった意味では、設立の趣旨を生かしまして、この趣旨を増進していくために、会社はもちろんのこと、町民の皆さんのご理解を得ながら、進んでいくということが大事ではないかと、このように思っています。

例えば今、1,000万円たくさん売り上げようといたしますと、町民の皆さんの――小さい子どもさんを買っていただくということは難しいといたしましても、例えばこと有権者と限りますと、1万5,000人おいでになるわけでありまして、約660万――約700万円を平均して買っていただきますと、それが達成するということでもあるわけでありまして、私たちは町民の皆さんにより、このもちむぎ食品センターを発展させて、さらにそれが町の貢献に寄与するような形をお願いをしていくことも大事だと思っております。そういうことも私はずいやりたいというふうに思っているわけでございます。

議 長 質疑の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。  
再開は午後1時といたします。

◇

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

8 番 ちょうど12時で終わろかなあとっておったんですが、議長が時間延長を――また再度、1時からということになりましたんで、もう1点だけお聞きをしたいと思っております。

現場を知ることが非常に私は大切でないかなと思っております。きょうも観光バスが来たときに云々というお話がございました。町長は、そういったもちむぎ食品センターの現場の状況というのは、把握をどの程度されておられるのかどうか。週に1回、1時間ほど食品センターのほうへ足を運んでやっておるとか、そういう状況なのか、ほとんど行っておらないという状況なのか。その辺の状況をまず確認したいと思っております。

町 長 毎日行っているかというふうに問われますと、それは無理でありますけれども、少なくとも1週間に1回以上は行くというふうには努力をしているところです。

8 番 議員からいろいろと質疑はあったわけでありまして。本当に一から、一つ一つやはり点検をする、確認をする――プラン、ドゥ、チェック、アクションですね。それをきちっとやっていかないと、なかなか改革は難しいんかなというふうに思っています。

いろいろ現場から提案があっても、社長が決断する際はその状況がきっちりと把握できていなければ、適切な判断ができないのではないかとこのように思っていますので、足をもちむぎ食品センターへ運んでいただいて、そして町長自ら改革に取り組んでいただきたいと、このように思っております。

最後に町長の思いをお聞きをして終わりたいと思っております。

町 長 努力が足りないといわれれば、それまでかもわかりませんが、私は町長になりましたから――今回のコラムにも書かしてもらいましたが、そもそももちむぎ食品センターの会計から出発をしているということでもありますから、片時もこの問題を離れたことはありませんし、この解決のために努力をしたいということで一生懸命になっているわけです。

今、難波議員がご指摘のとおり、もっともっと現場を把握して、きちっとした決断ができるようにということでございますので、そういった方向で一層努力してまいりたいと、このように思います。

8 番 どうもありがとうございました。大変厳しいことも申し上げましたが、もちむぎ食品センターの将来のことをやはり心配しての意見ということで受けとめていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 ほかにございませんか。

7 番 すみません、1点確認させていただきたいと思います。

この福崎町において、もち麦、またもちむぎ食品センターというものの位置づけ、また有義性といいますか必要性。これをどのように考えられているか、お願いいたします。

副 町 長 もちむぎ食品センターができた経過、経緯につきましては町長が申し上げたとおりであります。福崎町の特産品をつくろうというような形の中で、福崎町、商工会、JA、また有識者の皆様方のご参加のもと、この株式会社の立ち上げがなりました。これらを含めまして福崎町に特産品ができ、町長も申し上げましたように、町内外は問わずして、県からも福崎町のもち麦についてはということで、県の特産品にも匹敵するといったような形で言われております。

中播磨県民局管内では、「まだまだ町のもち麦に対する姿勢が見えていない」といったような、県からも批判をいただいているところでもありますけれども、福崎町のそういう公共団体、公共的団体が形成なし得る株式会社でもありますし、もちむぎ商品等につきましては、精麦を含め、これら福崎町の特産品、公共財産の一つだというように認識をしております。

7 番 今後のこのもち麦に対して、この福崎町としてはどういったことを期待されているのか、お願いいたします。

副 町 長 当然、これらもちむぎ商品を開発した段階におけます分野については、インセンティブ的な取り組みのあり方——福崎町の特産品として、福崎町の宣伝媒体の一つとして活動していただきたいという考え方でございました。不幸にして当時の商工会専務の横領事件を発端として、こういった形で、資金収支に苦しむ形になってまいっておりますけれども、県——先ほども申し上げましたように、この辻川界限におけるやかたの存続の位置づけ、また商品等については、貴重な町財産のあり方、これらは今後の運営のあり方も含めまして、さらなる努力を重ね、福崎町の宣伝媒体として使っていきたいというように思っております。

議 長 他にございませんか。

9 番 1点だけお尋ねをしたいと思います。議会の監視と機能いうところからお尋ねしたいと思います。

条例で——福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の9条でございますが、「町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる」と、こうなっているわけでございますが、この9条に対して、どのような行動を起こされたのかということをお聞きします。

産 業 課 長 先ほど言われました条例に基づきまして、月々の経営状況の報告につきまして、もちもぎ食品センターから町に対して報告はさせていただいております。

9 番 赤字が予見されたときに対して、指示等はなされなかったのでしょうか。

産 業 課 長 指示と申しますか、当然、もちむぎ食品センターの中でいろいろ議論をしながら、対策等を考えて経営に取り組んでいるところでございまして、当然、どうし

ていくのかという中では、町の中でも議論はしているところでございますけれども、なかなか抜本的な解決策というのは見当たらないという状況でございます。

9 番 もちむぎ食品センターの取締役会で議論をされたと、こういうことかと思いで、町として、「このように赤字になるような気配があるから、企業戦略を練って黒字に転換するように」というようなことは、この9条ではないかと、このように考えるわけなんです。今の答弁を聞きましたら、実際にやっておられなかったのかなど、このように感じるわけでございますが。

副 町 長 指定管理者ですので、赤字が続くような企業に対して指定管理者を指定するということに対して、どのようにお考えでしょうか。

副 町 長 当然として、今では地方自治法の規定から削除されておるわけでありまして、町の出資しておる団体につきましては――25%以上の出資団体については、今言われましたような関係も含めて、四半期ごとに経営戦略、経営状況等の報告をいただくような形になっております。

議 長 さきの議会でもご質問がありましたように、商法においても、それぞれ役員会にそういったような形で報告をしなければならないといった形にもなっておりますし、私どもの中におきます、もちむぎ食品センターの役員に3名出ていただいております。そのトップは町長が、社長というような形になっておまして、それらは、そのそこでは「社長であって町長である」といったような形で、町の思いというんでしょうか、そういったようなものはそれぞれの中における分野で指示事項なり、そういう具体的な話をされておるものと思っております。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

議 次、議案第68号、平成24年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

議 次、議案第69号、平成24年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

議 次、議案第70号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。

4 番 債務負担行為の関係ですが、資料がありますけれども、この契約方法について、どんなふうに進んでいくのか、説明を求めます。

下水道課長 契約方法につきましては、指名競争入札ということで進めさせていただきたいと考えております。

4 番 再確認ですが、第1グループ、第2グループともに入札ですか。

下水道課長 第1グループにつきましては、合特法の関係もございまして、現在の株式会社橋本清掃さんと随意契約という形になります。第2グループの農集、またコミプラにつきましては、指名競争入札で進めたいと考えております。

4 番 この第1グループにつきましては、法との関係で後何年、こういう形での契約ということになるんでしょうか。

下水道課長 これが第1回ということで、3年経過しております。10年間ということで、後7年間につきましては随意契約という形になります。

- 議 長 ほかにございませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第71号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第72号、平成24年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第73号、平成24年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第74号、共有持分移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、議案第75号、福崎町公共下水道福崎浄化センター(汚泥処理施設)の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、ご質疑がございましたらどうぞ。
- 議 長 ございませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、発議第2号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、発議第3号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、発議第4号、福崎町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、発議第5号、福崎町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則について、ご質疑がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次、発議第6号、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての案件に対する1件ごとの質疑を終結いたします。

### 日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、あらかじめご了承を願っております議案第57号及び発議第2号から発議第5号についてですが、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号及び発議第2号から発議第5号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第57号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第57号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第57号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

発議第2号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

発議第2号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、発議第3号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

発議第3号、福崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、発議第4号、福崎町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

発議第4号、福崎町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、発議第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、発議第5号、福崎町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

発議第5号、福崎町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、発議第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第4 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。本件を議題としてお諮りいたします。

発議第6号については、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

お諮りします。

福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につきましては、議員定数特別委員会を設置し、調査することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につきましては、議員定数特別委員会を設置し、この委員会で調査することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

ただいま設置されました議員定数特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り指名することとなっております。

よって、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは指名をいたします。

1 番	北山孝彦君	2 番	牛尾雅一君
3 番	石野光市君	4 番	小林 博君
5 番	志水正幸君	6 番	福永繁一君



7 番	前川裕量君	8 番	難波靖通君
9 番	宮内富夫君	10 番	釜坂道弘君
11 番	東森修一君	12 番	富田昭市君
13 番	城谷英之君	14 番	吉識定和君
15 番	高井國年君		

以上の15名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました15名を議員定数特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました15名を、議員定数特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

#### 日程第5 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。

それでは、報告第11号、議案第58号から議案第75号までの議案及び発議第6号の合計20件を、それぞれの委員会に付託いたします。

報告第11号は総務文教常任委員会に、議案第58号、議案第59号、議案第60号及び議案第61号は産業建設常任委員会に、議案第62号及び議案第63号は民生常任委員会に、議案第64号は産業建設常任委員会に、議案第65号は民生常任委員会に、議案第66号及び議案第67号は総務文教常任委員会に、議案第68号及び議案第69号は民生常任委員会に、議案第70号及び議案第71号は産業建設常任委員会に、議案第72号及び議案第73号は民生常任委員会に、議案第74号は総務文教常任委員会に、議案第75号は産業建設常任委員会に、発議第6号は議員定数特別委員会に、以上のとおり付託いたします。

よって、総務文教常任委員会は4件、民生常任委員会は7件、産業建設常任委員会は8件、議員定数特別委員会は1件、以上20件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、本定例会2日目の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会することにいたします。お疲れさまでございました。

散会 午後1時25分